

町内事業所の皆様へ

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国で感染者の拡大が続いており、坂城町における直近1週間の新規感染者は15例におよび感染が急速に拡大しています。こうした状況から、長野県では1月16日に当町を「感染が顕著に拡大している状態」として、県独自の感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発令しました。

また、県内でも感染力の高いオミクロン株による感染が確認され、新規陽性者の急激な増加に伴い医療提供体制への負荷も拡大していることから、全県に「医療警報（新型コロナウイルス特別警報Ⅰ）」を発令しています。今後、更に感染症が拡大しないよう県と連携し、感染拡大防止の取組みを進めてまいります。

感染拡大は、日常生活のみならず企業活動にも大きな影響を及ぼすため、事業者の皆様には、引き続き、日常の感染防止策に加え、特に次の点について一層のご協力と徹底をお願いいたします。

【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ① 商業施設・観光施設など、不特定多数の方を受け入れる施設の管理者は、状況に応じ入場制限等を実施してください（特措法第24条第9項）
 - 入場者数の制限（人と人との距離を概ね2メートル程度確保）
 - 施設内での物理的距離の確保
 - 十分な換気
 - 客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
 - 客の健康状態の聞き取り、入口での検温
- ② イベントの開催は慎重に検討してください（特措法第24条第9項）
 - 感染リスクを低下させる対策が困難な場合は、延期や中止を検討してください
- ③ 観光関係者は地域で連携して感染防止対策を徹底するようお願いいたします

- ④ 飲食店において会食を行う場合は、同一グループ同一テーブル4人以内とし、同一グループ同一テーブル5人以上の会食を受け入れる場合には、事前に県のワクチン・検査パッケージ登録事業者への登録をしていただき、来店時等にワクチン2回の接種済み又は検査結果が陰性であることを確認してください

【従業員に対する感染防止対策】

- ① 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします
- ② 職場の感染対策を改めて点検・徹底するようお願いします
 - 労働局が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」で点検してください
- ③ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があります。感染された方をはじめ関係される方への差別や偏見、誹謗中傷などの行為は許されることではありませんので、このようなことが決して起こることのないよう、正確な情報に基づいた冷静な行動を併せてお願いいたします。

令和4年1月17日

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（坂城町長） 山村 弘

【参考】

県新型コロナウイルス感染症対策 総合サイト

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona.html>

厚生労働省 感染症拡大を防止するためのチェックリスト

<https://www.mhlw.go.jp/content/000657665.pdf>